

○東郷町土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則

平成8年4月1日規則第12号

改正

平成12年3月28日規則第7号

平成28年3月1日規則第6号

令和元年6月28日規則第28号

令和4年3月31日規則第19号

東郷町土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第76条の規定に基づく土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第76条第1項の規定により土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移転の容易でない物件若しくはたい積（以下「建築行為等」という。）の許可を受けようとする者は、土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書（様式第1。以下「許可申請書」という。）に、別表に掲げる図書を添付して町長に提出しなければならない。

(書類の経由)

第3条 前条の規定により町長に提出する許可申請書は、当該土地区画整理事業の施行者（以下「施行者」という。）を経由しなければならない。この場合において、許可申請書を受理した施行者は、当該申請に係る建築行為等が当該土地区画整理事業の施行に及ぼす障害等について調査し、意見書（様式第2）を添えて、町長に送付するものとする。

(許可の手続)

第4条 町長は、土地区画整理事業施行上支障がないと認め、許可しようとするときは、土地区画整理事業施行地区内の建築行為等について（許可）（様式第3。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(標識の設置)

第5条 前条の規定により許可を受けた者は、法第76条第1項許可標識（様式第4）を、当該行為地の見やすい場所に設置しておかななければならない。

(取下げの届出)

第6条 第2条の規定により申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第5）を施行者を經由し、町長に提出するものとする。

（行為廃止の届出）

第7条 第4条の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る行為を廃止したときは、同条の規定により交付された許可書を添えて、行為廃止届（様式第6）を施行者を經由し、町長に提出するものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日規則第7号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第28号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

規 則（令和4年3月31日規則第19号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の東郷町土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則の規定に基づき作成されている申請書その他の用紙は、改正後の東郷町土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第2条関係）

行為の種類	図面の種類	縮尺	明示すべき事項
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	付近見取図		方位 施行箇所 道路 その他の交通機関 目 標となる土地建物（駅、 停車場、公共建築物、河 川湖沼等）
	配置図	50分の1から600分の1 の範囲内	方位 地名 地番 敷 地の境界線敷地内の申

			請に係る建築行為等及び既存の建築物等の位置 敷地に接する道路の位置及び幅員
	平面図	50分の1から200分の1の範囲内	方位 各階の間取り各室の用途及び壁の位置
	仮換地ブロック図	200分の1から1,000分の1の範囲内	方位 地名 地番 敷地の面積 境界線の距離 現況地目
土地の形質の変更又は移動の容易でない物件の設置若しくはたい積	付近見取図		方位 施行箇所 道路 その他の交通機関 目標となる土地建物(駅、停車場、公共建築物、河川湖沼等)
	配置図	50分の1から600分の1の範囲内	方位 地名 地番 敷地の境界線敷地内の申請に係る建築行為等及び既存の建築物等の位置 敷地に接する道路の位置及び幅員
	縦横断面図	50分の1から200分の1の範囲内	土地の形質の変更の場合には、変更前後の形態及び性質 移動の容易でない物件の設置若しくはたい積の場合には、物件の名称
	仮換地ブロック図	200分の1から1,000分の1の範囲内	方位 地名 地番 敷地の面積 境界線の距離 現況地目

様式第1 (第2条関係)

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書			
年 月 日			
東郷町長		殿	
住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 電 話			
次のとおり建築行為等を許可してください。			
行為の場所			
行為地の面積	平方メートル		
行為の種類	建築物 新築 の改築 工作物 増築		
	土地の形質 変 更	移転の容易 でない物件	設 置 の たい積
許可を受けようとする行為の概要	構 造		
	建築物等面積	平方メートル	
	用 途		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
書 類 経 由 欄	施 行 者		東 郷 町

(注) 添付図書として付近見取図、仮換地ブロック図、配置図及び平面図(縦横断面図)を添付すること。

様式第2（第3条関係）

意見書				
申請者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)				
行為の場所の所有者の 住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)				
事業計画との関係の適否	都市計画 道 路	区画道路	公園緑地	その他の 公共施設
申請書及び添付図書と 現地の照合調査の意見		調査担当者		
参 考 事 項	仮換地指定等	指定済（ 年 月 日予定）、設計済、設計準備中		
	用途地域等	用途 地域	容積率	% 建ぺい率 %
事業施行の障害の有無				
許可条件等 についての希望				
<p style="text-align: center;">年 月 日付けの申請についての意見は、上記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">土地区画整理事業施行者</p>				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

第 号
年 月 日

様

東郷町長

土地区画整理事業施行地区内の建築行為等について（許可）

年 月 日付けで申請のありました、土地区画整理事業施行地区内の建築行為等は、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、（下記の条件を付して）許可します。

記

条件

- 備考 1 建築行為等の行為地の見やすい所に、許可標識を設置してください。
- 2 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、前記審査請求に対する裁決を経なくてもすることができます、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）直接提起することができます。
- なお、前記審査請求をした場合の処分の取消しの訴えの期間は、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第4（第5条関係）

土地区画整理法第76条第1項許可標識		20 センチ メートル 以上
許可年月日番号	年 月 日 第 号	
許可を受けた者の氏名 (名称及び代表者氏名)		
工事施行者の氏名 (名称及び代表者氏名)		
工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで	
←-----30センチメートル以上-----→		

様式第5（第6条関係）

取 下 届

年 月 日

東 郷 町 長 殿

申請者 住所
 氏名
 (名称及び代表者氏名)
 電話 ()

年 月 日付けで申請した行為を下記の理由により取り下げたいので、土地区画整理事業施行区域内における建築行為等の許可に関する規則第6条の規定により届け出ます。

記

取下げの理由

様式第6（第7条関係）

行 為 廃 止 届

年 月 日

東郷町長 殿

申請者 住所
氏名
（名称及び代表者氏名）
電話 （ ）

年 月 日付け 第 号で許可を受けた行為を下記の理由により廃止したいので、土地区画整理事業施行区域内における建築行為等の許可に関する規則第7条の規定により届け出ます。

記

廃止の理由